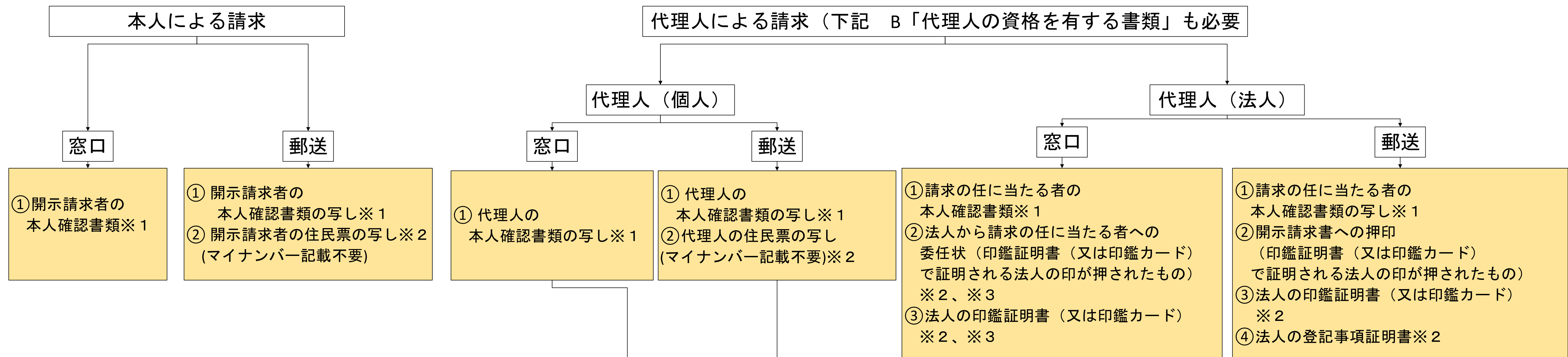


<請求者ごとの必要な書類>

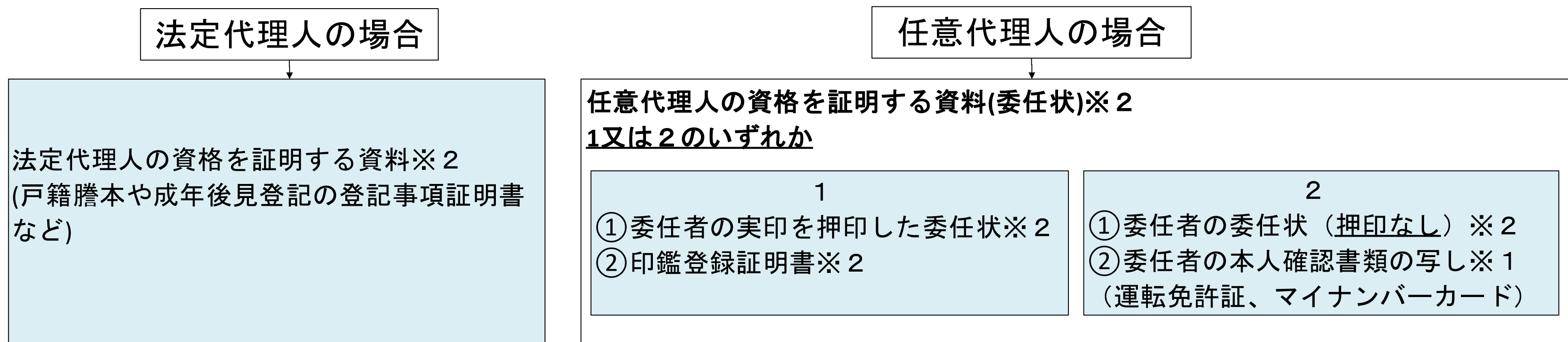
A 開示請求者に関する書類



<留意事項>

- ※ 1 開示請求書に記載された請求者氏名と住所又は居所と
同じものが記載されているもの (例: 運転免許証、健康保険の資格確認書、
マイナンバーカードなど)
- ※ 2 請求前 3 0 日以内に作成された原本に限ります。
- ※ 3 担当者が開示請求を行う資格を有することを確認するためのものです。
法人代表者本人が請求の任に当たる場合は不要です。
- ※ 4 法人が任意代理人となる場合、開示請求をする者の氏名及び住所又は
居所については、当該法人の「所在地・名称・代表者の氏名」を記載してくだ
さい。別途担当者がいる場合は空いているスペースに氏名を記載してください。

B 代理人の資格を有する書類



弁護士が任意代理人として請求する場合の留意点は？

- ・ 弁護士個人が任意代理人となる場合は、「代理人 (個人)」の必要書類をご用意ください。弁護士法人が任意代理人である場合は「代理人 (法人)」の必要書類を御用意ください。

～弁護士個人が任意代理人となる場合～

- ・ 委任状は弁護士事務所の住所のみの記載も可能ですが、開示請求書には、請求の任に当たる弁護士の本人確認書類に記載の住所を記載ください。
- ・ 開示請求書に、弁護士の本人確認書類に記載の住所と弁護士事務所の住所と併記いただくことは可能ですが、法律事務所の住所のみとすることはできません。
- ・ 弁護士個人による請求で弁護士事務所への送付を希望する場合には、日弁連の身分証明書の写しを添付してください。
- ・ 弁護士事務所の職員が窓口に来庁する場合、弁護士からの委任状と事務所職員の本人確認書類も必要です。また、請求書の氏名・住所は、事務所職員の本人確認書類の内容と同一である必要があります。

～弁護士法人が任意代理人となる場合～

- ・ 上記、A開示請求者に関する書類の「代理人 (法人)」及びB代理人の資格を有する書類の必要書類をご参照ください。